

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年1月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 バテオ西新発田
所在地 新発田市富塚町2丁目807番外
設置者 日生不動産株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐輪場の位置の変更）に関する届出
公告日 平成25年8月20日
- 3 意見の概要
 - (1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成26年1月10日から平成26年2月10日まで